

## 言語文化教育研究学会 著作権規程

策定：2014年10月25日

言語文化教育研究学会（以下、当学会）では、その事業において、学会誌『言語文化教育研究』をはじめとした、さまざまな著作物を公開・出版する。それら著作物の著作権について、以下のとおり取り扱う。

### （総則）

第1条 当学会の事業において公開されるあらゆる著作物（学会誌『言語文化教育研究』、研究大会予稿集、および月例会での配布物等を含む。以下、著作物）について、かかる著作物の国内外の一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。以下同じ。）を、原著者は、当学会に譲渡することを原則とする。

### （著作権の帰属）

第2条 著作物に関する著作権は、当学会に原稿が提出された時点から当学会に帰属する。

2. 当学会に投稿された著作物のうち、当学会の事業において公開されないことが決定された場合、当学会はその著作権を原著者に返還する。

### （不行使特約）

第3条 原著者は、以下各号に該当する場合、当学会に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的配布に伴う改変
- (3) 論題、概要、キーワードのいずれかのみ抽出して利用
- (4) 前各号の他の利用に伴う改変

(原著者の権利)

第4条 当学会が著作権を有する著作物を、原著者自身がこの規程に従い利用することに対し、当学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

2. 本条に関し原著者が自身の著作物を利用しようとする場合、当学会に報告し、利用された複製物あるいは著作物中に当学会の出版物にかかる出典を明記しなければならない。

(第三者への利用許諾)

第5条 当学会が著作権を有する著作物について第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、当学会は理事会において審議し、適当と認めたものについて要請に応ずることができる。

2. 本条の措置によって第三者から当学会に対価の支払いがあった場合には、当学会会計に繰り入れその事業に活用する。

(紛争処理, 免責)

第6条 当学会が著作権を有する著作物に対し、第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、当学会と原著者が対応について協議し、解決を図るものとする。

2. 当学会が著作権を有する著作物が、第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、原著者が一切の責任を負う。

以上